

1 検 査 率 分 類 表

事 業 主 体 別	区 分	総 額		机 上		実 査		比 率			
		箇 所 数 (A)	金 額 (B)	箇 所 数 (C)	金 額 (D)	箇 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
都 道 府 県	被 害 報 告	7,488	143,276,603								
	申 請 (M)	7,443	126,649,028	1,849	9,028,582	5,594	117,620,446	24.8	7.1	75.2	92.9
	決 定 (N)	7,441	116,927,085	1,848	8,492,655	5,593	108,434,430	24.8	7.3	75.2	92.7
	比 率 (N/M)	100.0	92.3	99.9	94.1	100.0	92.2				
市 町 村	被 害 報 告	7,601	62,079,347								
	申 請 (M)	7,580	51,204,888	3,597	10,673,035	3,983	40,531,853	47.5	20.8	52.5	79.2
	決 定 (N)	7,571	47,920,195	3,591	10,177,106	3,980	37,743,089	47.4	21.2	52.6	78.8
	比 率 (N/M)	99.9	93.6	99.8	95.4	99.9	93.1				
計	被 害 報 告	15,089	205,355,950								
	申 請 (M)	15,023	177,853,916	5,446	19,701,617	9,577	158,152,299	36.3	11.1	63.7	88.9
	決 定 (N)	15,012	164,847,280	5,439	18,669,761	9,573	146,177,519	36.2	11.3	63.8	88.7
	比 率 (N/M)	99.9	92.7	99.9	94.8	100.0	92.4				

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
- 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
- 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」とは遠隔地等で直接現場を調査できないため、机上で資料により決定したものである。